

平成24年3月29日

高齢福祉課長 様
介護保険課長 様
障害福祉課長 様
障害自立支援課長 様
調査課長 様

環境衛生課長

患者等搬送に係る医療用酸素の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取り扱うこととなりましたので所管する団体や施設等への周知について、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 薬事法の一部改正（平成18年法律第69号）に伴い、薬事法で規定する卸売販売業は、医薬品を薬局開設者、病院等の医薬品に関する専門家がいるところに販売する業態となっています。
- 2 しかし、平成24年3月16日付け厚生労働省事務連絡等により、卸売販売業者は、各地域の消防本部が認定した「患者等搬送用事業者」であって、かつ、医療従事者（医師又は看護師）と雇用契約等を結ぶこと等により「医療従事者（医師又は看護師）が患者等搬送用自動車に同乗できる体制を整備した患者等搬送事業者」に対し、搬送中の医療行為に必要な医療用酸素を販売することが認められることとなりました。
- 3 ただし、医療用酸素ガスの販売先は個別事例ごとに判断されるべきものとされています。
- 4 なお、常時酸素吸入が必要な方の転院・通院・通所等の搬送で、医療用酸素の販売先として認められた事業者以外を利用される場合は、医療機関又は患者において医療用酸素を準備する必要がありますので御留意ください。

環境衛生課薬務係
担当 廣中、井澤
TEL 241-7408
(内線80-296)